

○財務省告示第三百六十四号

中華人民共和国産トルエンジンシアンートに係る関稅定率法第八條第五項に規定する調査開始の件（平成二十六年財務省告示第五十三号）で告示した関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八條第五項の調査において、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトルエンジンシアンートについて、同條第八項及び第九項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事實及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事實を推定することについての決定がされたので、不当廉売関稅に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十三條の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月四日

財務大臣 麻生 太郎

- 一 調査の対象となる貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴
 - （一）品名 トルエンジンシアンート
 - （二）銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第二九二九・一〇号に分類される。
 - （三）特徴 主として、自動車座席や寢具等に使用されるポリウレタン軟質フォームの原料として用いられる。

二 調査対象貨物の供給国

中華人民共和国（以下「中国」という。）

三 調査の対象となる期間

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）に関する事項
項 平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項に規定する「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から平成二十五年九月三十日まで）

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項
項 平成二十二年四月一日から平成二十五年九月三十日まで

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 不当廉売の事実

「不当廉売差額」は、原産国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。

ただし、正常価格については、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定に基づき、市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される調査対象貨物と同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に代替国で生産された調査対象貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国販売価格」という。）を用いることとした。

調査当局が知り得た中国所在の供給者に対して質問状を送付したが、指定された期限までに必要な情報が提供されなかったことから、知ることができた事実により、不当廉売の事実を検討することとした。この場合において、正常価格算出のため代替国販売価格を用いて、不当廉売差額率を算出した結果、七十四・六七パーセントであった。

以上から、中国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする調査対象貨物について不当廉売の事実が推定された。

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

本邦へ輸入される調査対象貨物（以下「当該輸入貨物」という。）は、本邦の市場での販売

量を年々増加させた。また、当該輸入貨物は、本邦において生産された当該輸入貨物と同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）との高い代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内取引価格を著しく下回る価格で輸入された。

本邦の産業については、当該輸入貨物の輸入の増加の影響を受け、販売量、利潤その他の指標が悪化した。

以上から、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと推定された。

五 その他参考となるべき事項

(一) 調査により判明した事実に係る不当廉売関税に関する政令第十条第二項又は第十条の二第二項の規定による証拠の提出、同令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ 証拠の提出についての期限 平成二十六年十二月二十四日

ロ 意見の表明についての期限 平成二十六年十二月二十四日

(二) 証拠の提出又は意見の表明の宛先 東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三) 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出又は意見の表明は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合

は、日本語の翻訳文に当該原文を添付するものとする。

(四) 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定の基礎となった事実の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。